

食安輸発0608第1号

平成23年6月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

第三国を経由して輸入される中国産しょうが及びその加工品の取扱いについて

中国産しょうがについては、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成23年6月7日付け食安輸発0607第1号）により、モニタリング検査強化を実施しているところです。

今般、輸入者による自主検査において、第三国を経由して輸入された中国産生鮮しょうがからBHCを検出したことから、第三国を経由して輸入される中国産しょうが及びその加工品（簡易な加工に限る。）が輸入届出された場合は、貨物保留の上、輸入者に対し、BHCに係る自主検査を実施するよう指導方お願いします。